

資料 1

令和3年3月1日
山口市契約監理課

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

このことについて、次のとおり特例措置を適用することとしましたので、お知らせします。

1. 特例措置の内容

次の対象工事又は業務委託の受注者は、山口市建設工事標準請負契約約款第56条、山口市業務委託契約約款第32条、山口市建設コンサルタント業務等約款第54条の定めに基づき、適用基準日が令和3年3月15日の労務単価に基づく契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

2. 対象工事及び業務委託

令和3年3月1日以後に契約を締結する工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。）及び業務委託のうち、令和3年3月14日以前に入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼を行うものが対象です。

3. 受注者からの請求

協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、原則15日以内に別添様式を添付した工事打合せ簿等により、監督員と協議を行ってください。

4. 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

$$\begin{array}{l} \text{変更後の請負金額（委託料）} \\ \text{（税抜） } P_1 \end{array} = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \begin{array}{l} \text{新労務単価により算出} \\ \text{した設計額} \end{array}$$

$$\text{変更後の請負金額（委託料） } P = P_1 \times (1 + \text{消費税等率})$$

5. その他

別紙「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い」に留意してください。

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

山口市

市では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険等への加入徹底の観点から、設計労務単価について約1%引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒して令和3年3月1日から適用することとしました。

御承知のように、公共工事発注機関においては、令和元年6月に改正された品確法等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

市としましては、設計労務単価の上昇が、確実に技能労働者の隅々まで賃金の引上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えています。

ついては、引き続き、下記事項について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結
- 3 下請企業に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請、社会保険等への加入及び標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の提出指導